

休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年10月30日
No. 8

休憩裁判 第5回口頭弁論開催!! No. 1

10月27日大阪地裁において、第5回休憩裁判（原告浦谷さん）の口頭弁論が開催されました。

今回の弁論は、2025年7月28日に開催された第4回口頭弁論において、原告は裁判所より「不法行為に関し、勤務終了後に1時間、不当に拘束された旨の主張について、休憩時間を与えなかったこと（労基法34条違反）とは別個の違法事由を主張するものであるかを明確にするとともに、別個のものである場合、それが違法となる法的根拠を明らかにすること」を求められました。

その事に対して、8月29日に原告準備書面（3）{「1. 東京における休憩付与義務違反と新大阪における不当拘束について」「2. 賃金請求」「3. 損害賠償請求①業務命令の必要性を欠くことについて。②労基法第34条違反について。③安全配慮義務違反について」}を裁判所・被告に提出しました。

それに対して被告（会社）が10月17日に裁判所・原告に提出した被告準備書面（2）について被告代理人が陳述しました。

裁判長から被告代理人へ指摘!!

裁判長より被告代理人に対して、「原告準備書面（3）に反論書かれているが、②労基法第34条違反にするものではないとし、就業規則の定めに基づく適切なものであるから違法ではないと書かれているが、就業規則に合っているかどうかで違法かどうか直結するものではない。また、{①業務命令の必要性を欠くことについて（勤務終了後に1時間拘束したこと）、③安全配慮義務違反について}」に反論がないと指摘されました。

次号 **No. 2** では、原告が被告代理人に対して鋭い突っ込みを展開したことを掲載します。